

弁護士による無料の相談会

契約やお買い物のトラブル、借金問題など、消費生活に関わるお悩みについて、弁護士の助言を無料で受けることができます。

ご希望の方は、2月6日(木)までにお申し込みください。

時 2月8日(土)午前9時～正午

所 聖籠町役場 1階 住民相談室

申 聖籠町消費生活センター ☎27-1958

消費生活



通信

令和 7 年 2 月
vol.172

関役場町民課

消費生活センター

☎27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話
いただけると確実です

スマホの紛失・盗難にご注意 ～クレジットカードや電子決済サービスを 不正利用されてしまう事例～

- ・ スマホをどこかに置き忘れて、何者かにタッチ決済で電子マネーを使われた。
- ・ 酒に酔ってベンチで眠っている間にスマホと財布を盗まれ、クレジットカードを不正利用された。
指紋認証でスマホをロック解除され、アプリで暗証番号を照会されたようだ。
- ・ 電車内でスマホにワイヤレスイヤホンをつないで音楽を聴いていたら眠ってしまい、スマホを盗まれて
電子決済アプリを不正利用された。犯人は暗証番号を入力して決済したらしい。

スマホの紛失・盗難に気づいたら

○すぐにスマホをロックする

- ・ 機種によっては、他の端末からスマホをロックする機能があります。
- ・ 通信会社によっては、遠隔操作でロックするサービスがあります。

○カード会社、決済サービス会社に連絡し、利用を停止する

○警察に遺失物届を出す

○個人情報情報機関の『本人申告制度』を利用する

- ・ 運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書も紛失・盗難されたなど、自分の名義で借金されることが心配な場合は、個人情報機関に「紛失・盗難にあった」という情報を登録しておく、もしくは融資の申し込みをされた時に、審査の参考にしてもらうことができます。

くわしくは [Q 個人情報機関 本人申告制度](#)



もしもに備えて対策も

- ・ 暗証番号・パスワードは使い回さない。自動入力機能になるべく使わない。
- ・ 画面ロック機能を普段から使い、遠隔操作でロックする方法も調べておく。
- ・ クレジットカードや決済サービスの利用限度額を見直しする。
- ・ 公共の場で眠ったり、バッグやスマホを置き忘れないよう注意する(ずさんな管理によってクレジットカードや各種決済アプリを不正利用された場合は、支払いを免除されないので注意)。